

○ 臨床研究法の対象となる臨床研究等の事例集について（その1）（平成30年10月16日付け厚生労働省医政局研究開発振興課事務連絡）別添「臨床研究法の対象となる臨床研究等の事例集」 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改 正 後	改 正 前												
<p>臨床研究法の対象となる臨床研究等の事例集</p> <p>（略語一覧）</p> <p>「法」：臨床研究法（平成29年法律第16号）</p> <p>「QA」：<u>臨床研究法の施行等に関するQ&A（統合版）について（令和元年11月13日付け厚生労働省医政局研究開発振興課／医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）</u></p> <p>1. 法に規定する臨床研究のうち、特定臨床研究に該当する事例：特定リスト</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事例</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">留意事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1-1) (略)</td> <td>当該臨床研究において、国内の医薬品等製造販売業者は、法第32条の契約締結が適切になされるよう当該子会社を指導することとし、法第33条の情報の公表については、当該医薬品等製造販売業者が行うことが望ましい。 <u>（QA問1-19参照）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1-2) (略)</td> <td><u>（QA問1-22参照）</u></td> </tr> </tbody> </table>	事例	留意事項等	(1-1) (略)	当該臨床研究において、国内の医薬品等製造販売業者は、法第32条の契約締結が適切になされるよう当該子会社を指導することとし、法第33条の情報の公表については、当該医薬品等製造販売業者が行うことが望ましい。 <u>（QA問1-19参照）</u>	(1-2) (略)	<u>（QA問1-22参照）</u>	<p>臨床研究法の対象となる臨床研究等の事例集</p> <p>（略語一覧）</p> <p>「法」：臨床研究法（平成29年法律第16号）</p> <p>「QA」：<u>臨床研究法の施行等に関するQ&Aについて（厚生労働省医政局研究開発振興課事務連絡）※その1：平成30年3月13日付け、その2：同年4月9日付け、その3：同年5月17日付け</u></p> <p>1. 法に規定する臨床研究のうち、特定臨床研究に該当する事例：特定リスト</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事例</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">留意事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1-1) (略)</td> <td>当該臨床研究において、国内の医薬品等製造販売業者は、法第32条の契約締結が適切になされるよう当該子会社を指導することとし、法第33条の情報の公表については、当該医薬品等製造販売業者が行うことが望ましい。 <u>（QAその1問3-4参照）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1-2) (略)</td> <td><u>（QAその3問47-1参照）</u></td> </tr> </tbody> </table>	事例	留意事項等	(1-1) (略)	当該臨床研究において、国内の医薬品等製造販売業者は、法第32条の契約締結が適切になされるよう当該子会社を指導することとし、法第33条の情報の公表については、当該医薬品等製造販売業者が行うことが望ましい。 <u>（QAその1問3-4参照）</u>	(1-2) (略)	<u>（QAその3問47-1参照）</u>
事例	留意事項等												
(1-1) (略)	当該臨床研究において、国内の医薬品等製造販売業者は、法第32条の契約締結が適切になされるよう当該子会社を指導することとし、法第33条の情報の公表については、当該医薬品等製造販売業者が行うことが望ましい。 <u>（QA問1-19参照）</u>												
(1-2) (略)	<u>（QA問1-22参照）</u>												
事例	留意事項等												
(1-1) (略)	当該臨床研究において、国内の医薬品等製造販売業者は、法第32条の契約締結が適切になされるよう当該子会社を指導することとし、法第33条の情報の公表については、当該医薬品等製造販売業者が行うことが望ましい。 <u>（QAその1問3-4参照）</u>												
(1-2) (略)	<u>（QAその3問47-1参照）</u>												

2. 法に規定する臨床研究に該当する事例（特定臨床研究又は特定臨床研究以外の臨床研究）：臨床研究リスト

事例	留意事項等
(2-1) (略)	<u>(QA問 1-2 参照)</u>
(2-2) (略)	<u>(QA問 1-4 参照)</u>
(2-3) (略)	体外診断薬のみを用いる研究は法に規定する臨床研究に該当しないが、体外診断薬と医療機器とが一体化しているものを人に用いる研究は、該当する可能性がある。 <u>(QA問 1-8 参照)</u>

3. 法に規定する臨床研究に該当しない事例（観察研究等）：対象外リスト

事例	留意事項等
(3-2) (略)	<u>(QA問 1-5 参照)</u>
(3-3) (略)	<u>(QA問 1-6 参照)</u>
(3-4) (略)	<u>(QA問 1-7 参照)</u>
(3-5) (略)	<u>(QA問 1-9 参照)</u>

2. 法に規定する臨床研究に該当する事例（特定臨床研究又は特定臨床研究以外の臨床研究）：臨床研究リスト

事例	留意事項等
(2-1) (略)	<u>(QAその1問 2-1 参照)</u>
(2-2) (略)	<u>(QAその1問 2-3 参照)</u>
(2-3) (略)	体外診断薬のみを用いる研究は法に規定する臨床研究に該当しないが、体外診断薬と医療機器とが一体化しているものを人に用いる研究は、該当する可能性がある。 <u>(QAその1問 5 参照)</u>

3. 法に規定する臨床研究に該当しない事例（観察研究等）：対象外リスト

事例	留意事項等
(3-2) (略)	<u>(QAその1問 2-4 参照)</u>
(3-3) (略)	<u>(QAその1問 2-5 参照)</u>
(3-4) (略)	<u>(QAその1問 2-6 参照)</u>
(3-5) (略)	<u>(QAその2問 30 参照)</u>

○ 臨床研究法の施行等に関するQ&A（統合版）について（令和元年11月13日付け厚生労働省医政局研究開発振興課／医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）別添「臨床研究法の施行等に関するQ&A（統合版）」 新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>【3 臨床研究実施基準】</p> <p>（略）</p> <p>（研究計画書）</p> <p><u>問3-9 「研究・開発計画支援担当者」は、具体的にはどのような業務を行う者をいうか。</u></p> <p>（答） <u>例えば、以下の業務を行う者をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>開発しようとする医薬品等の主な特徴（有効性、安全性、想定対象疾患、既存治療との相違点及び付加価値等）を踏まえ、必要な基礎研究及び臨床研究、開発の各段階での意思決定基準を提示する業務の支援</u> ・ <u>医薬品等の開発に関する計画を時系列に作成する業務の支援</u> ・ <u>医薬品等の開発に関する計画に基づく最も有効で効率的な研究計画書の基本骨格を作成する業務の支援</u> <p>（研究計画書）</p> <p><u>問3-10 「研究・開発計画支援担当者」とは、問3-9に掲げる者の他に、将来の薬事申請又は保険収載の可能性も見据えて、薬事・行政当局との相談における知的貢献を通じて研究計画書の作成を支</u></p>	<p>【3 臨床研究実施基準】</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

<p>援する業務を行う者は該当するか。</p> <p>(答) 該当する。</p>	
<p>(研究計画書)</p> <p>問 3-11 「研究・開発計画支援担当者」とは、実施計画、研究計画書等の文書について、法令に基づく要件との形式的な整合の観点から、単に作成を代行する者や作成を指導する者は含まれるか。</p> <p>(答) 含まれない。</p>	(新設)
<p>(研究計画書)</p> <p>問 3-12 「調整管理実務担当者」は、具体的にはどのような業務を行う者をいうか。</p> <p>(答) 例えば、以下の業務を行う者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床研究の進捗及び予算の管理 ・ 臨床研究に必要な手続の実施、文書の適切な管理及び収集データの信頼性確保 ・ 臨床研究に関与する関係者との連絡調整及び情報交換 	(新設)
<p>(研究計画書)</p> <p>問 3-13 「研究・開発計画支援担当者」及び「調整管理実務担当者」は、医師、歯科医師等の有資格者のみが該当するのか。また、該当する業務を担当する者が複数いる場合、部門の責任者又は最も職位の高い者を記載すべきか。</p>	(新設)

<p>(答) <u>実務的に該当する業務を担当する者であれば、資格の有無は問わない。また、該当する業務を担当する者が複数いる場合は、部門の責任者であるか又は職位が高いかにかかわらず、当該業務に最も主体的に関与し、実務的に貢献した者を記載すること。</u></p>	
<p>(研究計画書)</p> <p><u>問 3-14</u> (略)</p>	<p>(研究計画書)</p> <p><u>問 3-9</u> (略)</p>
<p>(答) (略)</p>	<p>(答) (略)</p>
<p>(研究計画書)</p> <p><u>問 3-15</u> (略)</p>	<p>(研究計画書)</p> <p><u>問 3-10</u> (略)</p>
<p>(答) (略)</p>	<p>(答) (略)</p>
<p>(研究計画書)</p> <p><u>問 3-16</u> (略)</p>	<p>(研究計画書)</p> <p><u>問 3-11</u> (略)</p>
<p>(答) (略)</p>	<p>(答) (略)</p>
<p>(監査)</p> <p><u>問 3-17</u> (略)</p>	<p>(監査)</p> <p><u>問 3-12</u> (略)</p>
<p>(答) (略)</p>	<p>(答) (略)</p>
<p>(臨床研究の対象者に対する補償)</p> <p><u>問 3-18</u> (略)</p>	<p>(臨床研究の対象者に対する補償)</p> <p><u>問 3-13</u> (略)</p>
<p>(答) (略)</p>	<p>(答) (略)</p>

<p>(臨床研究の対象者に対する補償)</p> <p>問 3-19 (略)</p> <p>(答) (略)</p>	<p>(臨床研究の対象者に対する補償)</p> <p>問 3-14 (略)</p> <p>(答) (略)</p>
<p>(苦情及び問合せへの対応)</p> <p>問 3-20 (略)</p> <p>(答) (略)</p>	<p>(苦情及び問合せへの対応)</p> <p>問 3-15 (略)</p> <p>(答) (略)</p>
<p>(情報の公表等)</p> <p>問 3-21 (略)</p> <p>(答) (略)</p>	<p>(情報の公表等)</p> <p>問 3-16 (略)</p> <p>(答) (略)</p>
<p>(情報の公表等)</p> <p>問 3-22 (略)</p> <p>(答) (略)</p>	<p>(情報の公表等)</p> <p>問 3-17 (略)</p> <p>(答) (略)</p>
<p>(情報の公表等 (総括報告書))</p> <p>問 3-23 (略)</p> <p>(答) (略)</p>	<p>(情報の公表等 (総括報告書))</p> <p>問 3-18 (略)</p> <p>(答) (略)</p>
<p>(情報の公表等 (総括報告書))</p> <p>問 3-24 (略)</p> <p>(答) (略)</p>	<p>(情報の公表等 (総括報告書))</p> <p>問 3-19 (略)</p> <p>(答) (略)</p>

<p>(情報の公表等 (総括報告書))</p> <p>問 3-25 (略)</p> <p>(答) (略)</p>	<p>(情報の公表等 (総括報告書))</p> <p>問 3-20 (略)</p> <p>(答) (略)</p>
<p>【4 臨床研究の実施の手続】</p> <p>(削る)</p>	<p>【4 臨床研究の実施の手続】</p> <p>(実施計画)</p> <p>問 4-1 「研究・開発計画支援担当者」は、具体的にはどのような業務を行う者をいうか。</p> <p>(答) 例えば、以下の業務を行う者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発しようとする医薬品等の主な特徴 (有効性、安全性、想定対象疾患、既存治療との相違点及び付加価値等) を踏まえ、必要な基礎研究及び臨床研究、開発の各段階での意思決定基準を提示する業務の支援 ・ 医薬品等の開発に関する計画を時系列に作成する業務の支援 ・ 医薬品等の開発に関する計画に基づく最も有効で効率的な研究計画書の基本骨格を作成する業務の支援
<p>(削る)</p>	<p>(実施計画)</p> <p>問 4-2 「研究・開発計画支援担当者」とは、問 4-1 に掲げる者の他に、将来の薬事申請又は保険収載の可能性も見据えて、薬事・行政当局との相談における知的貢献を通じて研究計画書の作成を支援する業務を行う者は該当するか。</p> <p>(答) 該当する。</p>

<p>(削る)</p>	<p>(実施計画)</p> <p>問 4-3 「研究・開発計画支援担当者」とは、実施計画、研究計画書等の文書について、法令に基づく要件との形式的な整合の観点から、単に作成を代行する者や作成を指導する者は含まれるか。</p> <p>(答) 含まれない。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(実施計画)</p> <p>問 4-4 「調整管理実務担当者」は、具体的にはどのような業務を行う者をいうか。</p> <p>(答) 例えば、以下の業務を行う者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床研究の進捗及び予算の管理 ・ 臨床研究に必要な手続の実施、文書の適切な管理及び収集データの信頼性確保 ・ 臨床研究に関与する関係者との連絡調整及び情報交換
<p>(削る)</p>	<p>(実施計画)</p> <p>問 4-5 「研究・開発計画支援担当者」及び「調整管理実務担当者」は、医師、歯科医師等の有資格者のみが該当するのか。また、該当する業務を担当する者が複数いる場合、部門の責任者又は最も職位の高い者を登録すべきか。</p> <p>(答) 実務的に該当する業務を担当する者であれば、資格の有無は問わない。また、該当する業務を担当する者が複数いる場合は、部門の責任者であるか又は職位が高いかにかかわらず、当該業務に最も主</p>

	体的に関与し、実務的に貢献した者を登録すること。
(実施計画) 問 4-1 (略)	(実施計画) 問 4-6 (略)
(答) (略)	(答) (略)
(実施計画) 問 4-2 (略)	(実施計画) 問 4-7 (略)
(答) (略)	(答) (略)
(実施計画) 問 4-3 (略)	(実施計画) 問 4-8 (略)
(答) (略)	(答) (略)
(実施計画) 問 4-4 (略)	(実施計画) 問 4-9 (略)
(答) (略)	(答) (略)
(特定臨床研究の対象者等に対する説明及び同意) 問 4-5 (略)	(臨床研究の対象者等に対する説明及び同意) 問 4-10 (略)
(答) (略)	(答) (略)
(特定臨床研究の対象者等に対する説明及び同意) 問 4-6 (略)	(特定臨床研究の対象者等に対する説明及び同意) 問 4-11 (略)

(答) (略)	(答) (略)
(特定臨床研究の対象者等に対する説明及び同意)	(特定臨床研究の対象者等に対する説明及び同意)
問 4-7 代諾者における成年後見人に関する考え方は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」において示されている考え方と同様でよいか。	問 4-12 代諾者における成年後見人に関する考え方は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」において示されている考え方と同様でよいか。
(答) (略)	(答) (略)
(特定臨床研究の対象者等に対する説明及び同意)	(特定臨床研究の対象者等に対する説明及び同意)
問 4-8 (略)	問 4-13 (略)
(答) (略)	(答) (略)
(記録の保存)	(記録の保存)
問 4-9 (略)	問 4-14 (略)
(答) (略)	(答) (略)
(記録の保存)	(記録の保存)
問 4-10 (略)	問 4-15 (略)
(答) (略)	(答) (略)
(記録の保存)	(記録の保存)
問 4-11 (略)	問 4-16 (略)
(答) (略)	(答) (略)
(疾病等報告)	(疾病等報告)

問 4-12 (略)	問 4-17 (略)
(答) (略)	(答) (略)
(疾病等報告、定義)	(疾病等報告、定義)
問 4-13 (略)	問 4-18 (略)
(答) (略)	(答) (略)
(疾病等報告)	(疾病等報告)
問 4-14 (略)	問 4-19 (略)
(答) (略)	(答) (略)
(定期報告)	(定期報告)
問 4-15 (略)	問 4-20 (略)
(答) (略)	(答) (略)
(その他)	(その他)
問 4-16 (略)	問 4-21 (略)
(答) (略)	(答) (略)
【 5 認定臨床研究審査委員会】	【 5 認定臨床研究審査委員会】
(略)	(略)
(認定臨床研究審査委員会)	(認定臨床研究審査委員会)
問 5-8 (略)	問 5-8 (略)

<p>(答) 例えば、臨床研究の安全性及び科学的妥当性等を審査する委員会（認定委員会、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第28号）第27条の規定による治験審査委員会、<u>「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）第16の規定による倫理審査委員会等を含む。）の委員として、1年以上の経験を有する者が該当する。</u></p>	<p>(答) 例えば、臨床研究の安全性及び科学的妥当性等を審査する委員会（認定委員会、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第28号）第27条の規定による治験審査委員会、<u>「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）第10の規定による倫理審査委員会等を含む。）の委員として、1年以上の経験を有する者が該当する。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(認定臨床研究審査委員会)</p> <p>問5-24 <u>規則第66条第4項第5号イ中の「年七回」及び同号ロ中の「年一」</u>については、どの期間の開催数が計上されるのか。</p> <p>(答) (略)</p>	<p>(認定臨床研究審査委員会)</p> <p>問5-24 <u>規則第66条第4項第5号中の「年十一回」</u>については、どの期間の開催数が計上されるのか。</p> <p>(答) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>【8 臨床研究法以外の法令等関係】</p>	<p>【8 臨床研究法以外の法令等関係】</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針)</p> <p>問8-6 特定臨床研究以外の臨床研究については、臨床研究実施基準の遵守が努力義務とされているが、これに加えて、<u>「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）</u>も遵守する必要があるか。</p> <p>(答) (略)</p>	<p>(人を対象とする医学系研究に関する倫理指針)</p> <p>問8-6 特定臨床研究以外の臨床研究については、臨床研究実施基準の遵守が努力義務とされているが、これに加えて、<u>「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）</u>も遵守する必要があるか。</p> <p>(答) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(略語一覧)

「法」：臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）

「規則」：臨床研究法施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 17 号）

「施行通知」：臨床研究法施行規則の施行等について（平成 30 年 2 月 28 日付け医政経発 0228 第 1 号・医政研発 0228 第 1 号厚生労働省医政局経済課長・研究開発振興課長通知）

「医薬品医療機器等法」：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）

「認定委員会」：法第 23 条第 5 項第 2 号に規定する認定臨床研究審査委員会

「jRCT」：規則第 24 条第 1 項に規定する厚生労働省が整備するデータベース（Japan Registry of Clinical Trials）

(削る)

「非特定臨床研究」：法第 2 条第 2 項に規定する特定臨床研究以外の臨床研究

「利益相反管理通知」：臨床研究法における臨床研究の利益相反管理について（平成 30 年 3 月 2 日付け医政研発 0302 第 1 号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知）

「推奨基準」：利益相反管理通知別添における利益相反管理基準

(略語一覧)

「法」：臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）

「規則」：臨床研究法施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 17 号）

「施行通知」：臨床研究法施行規則の施行等について（平成 30 年 2 月 28 日付け医政経発 0228 第 1 号・医政研発 0228 第 1 号厚生労働省医政局経済課長・研究開発振興課長通知）

「医薬品医療機器等法」：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）

「認定委員会」：法第 23 条第 5 項第 2 号に規定する認定臨床研究審査委員会

「jRCT」：規則第 24 条第 1 項に規定する厚生労働省が整備するデータベース（Japan Registry of Clinical Trials）

「認定委員会」：法第 23 条第 5 項第 2 号に規定する認定臨床研究審査委員会

「非特定臨床研究」：法第 2 条第 2 項に規定する特定臨床研究以外の臨床研究

「利益相反管理通知」：臨床研究法における臨床研究の利益相反管理について（平成 30 年 3 月 2 日付け医政研発 0302 第 1 号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知）

「推奨基準」：利益相反管理通知別添における利益相反管理基準

○ 認定臨床研究審査委員会の審査意見業務の方法等について（令和2年3月23日付け厚生労働省医政局研究開発振興課事務連絡）別添1「規則第80条第4項の「業務規程に定める方法」を定める業務規程の具体例」 新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>規則第80条第4項の「業務規程に定める方法」を定める業務規程の具体例</p> <p>（事前確認不要事項の取扱い及び簡便審査）</p> <p>第〇〇条（略）</p> <p>2 委員会が行う第〇条の業務のうち、次の各号に掲げる事項に係るものについては、委員会の事務局（以下単に「事務局」という。）が当該各号に掲げる事項に該当することを確認の上、変更後の実施計画及び省令様式第二による届書を受理し、收受印を押印し、その写しを届出者に交付することをもって、委員会の承認があったものとみなすことができる。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>二 進捗状況の変更</p>	<p>規則第80条第4項の「業務規程に定める方法」を定める業務規程の具体例</p> <p>（事前確認不要事項の取扱い及び簡便審査）</p> <p>第〇〇条（略）</p> <p>2 委員会が行う第〇条の業務のうち、次の各号に掲げる事項に係るものについては、委員会の事務局（以下単に「事務局」という。）が当該各号に掲げる事項に該当することを確認の上、変更後の実施計画及び省令様式第二による届書を受理し、收受印を押印し、その写しを届出者に交付することをもって、委員会の承認があったものとみなすことができる。</p> <p><u>一 研究に関する問い合わせ先の担当者及び連絡先の変更（担当者の所属機関の変更を伴わないものに限る。）</u></p> <p><u>二 実施医療機関の管理者及びその許可の有無の変更</u></p> <p><u>三 データマネジメント担当機関、モニタリング担当機関、監査担当機関、研究・開発計画支援担当機関及び調整・管理実務担当機関の担当責任者又は担当者並びにそれらの所属及び役職の変更</u></p> <p><u>四 統計解析担当責任者の所属及び役職の変更</u></p> <p><u>五 第一症例登録日の追加</u></p> <p><u>六 進捗状況の変更</u></p>

<p><u>二</u> 契約締結日の追加</p> <p><u>三</u> e-Rad 番号の変更</p> <p><u>四</u> 委員会で承認を得る条件が明示的かつ具体的に指示された上で継続審査となった場合であって、当該指示の内容と異なることが明らかである変更</p> <p><u>五</u> 研究内容の変更を伴わないことが明らかである誤記の修正又は記載整備</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>七</u> 契約締結日の追加</p> <p><u>八</u> e-Rad 番号の変更</p> <p><u>九</u> 委員会で承認を得る条件が明示的かつ具体的に指示された上で継続審査となった場合であって、当該指示の内容と異なることが明らかである変更</p> <p><u>十</u> 研究内容の変更を伴わないことが明らかである誤記の修正又は記載整備</p> <p>3 (略)</p>
--	--